

関西におけるガス小売自由化後の状況と今後の課題

2018年9月20日
大阪ガス株式会社

ガスシステム改革を踏まえた当社の対応

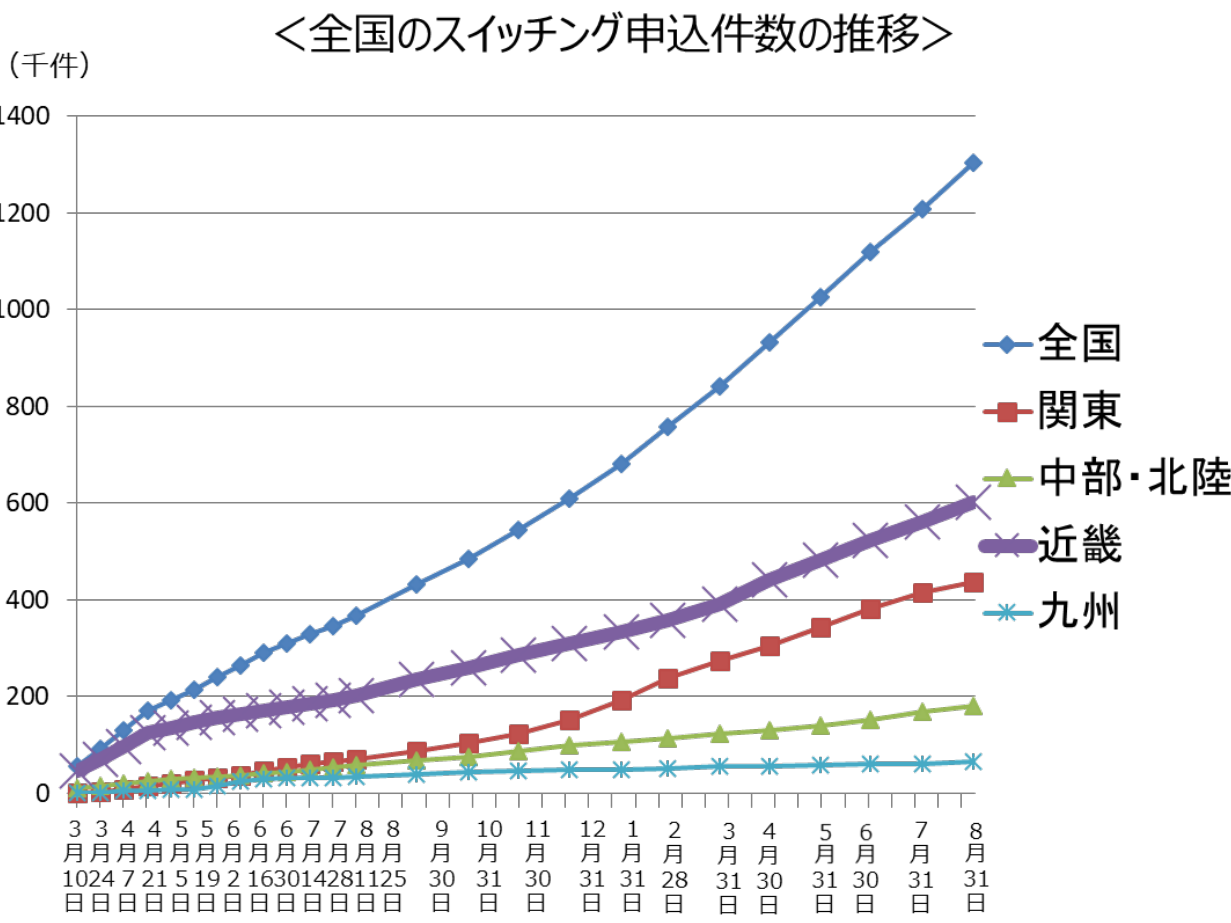
- 2017.4月の小売全面自由化をはじめとし、システム改革によりさまざまな制度措置がなされた。当社は、新制度をふまえた環境整備を着実に実施

部門	論点	制度措置と当社の対応	凡例	制度措置	当社の対応
製造	LNG基地の 第三者利用	<ul style="list-style-type: none"> ・20万kL以上の基地保有者に、受託製造約款の作成を義務化 ・正当理由なき拒否禁止、同一利用条件同一料金の原則 			<ul style="list-style-type: none"> ▶ 製造事業者として受託製造約款届出・公表、LNG基地余力情報公表
	二重導管規制 緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・新規需要獲得に係る規制の撤廃 ・全国一律で「3年4.5%」までの既存需要に、特定ガス導管事業で供給可能に ・導管延伸可、電力導管に限定せず 			
導管	パンケーキ問題 解消	<ul style="list-style-type: none"> ・卸託送供給料金の一般負担化により解消 			<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業者間卸契約の見直し、導管部門の事業者間精算契約の締結
	同時同量制度	<ul style="list-style-type: none"> ・小売間の公平性を追求する「ロードカーブ方式」への変更 ・払出エリア毎に基地を持たない新規参入者の優遇措置として振替供給を措置 			<ul style="list-style-type: none"> ▶ 方式変更に係る実務対応、新規・既存事業者との連携 ▶ 当社基地を活用した振替供給の実施
	需要家保安	<ul style="list-style-type: none"> ・消費機器保安は小売が、内管・緊急保安は導管が責任を負う仕組みに ・旧一般ガス事業者による消費機器保安受託の義務化 			<ul style="list-style-type: none"> ▶ 全面自由化とともに、新規小売事業者さまからの受託を開始
小売	経過措置 料金規制	<ul style="list-style-type: none"> ・需要家保護を目的として、競争状況等に応じて小売料金規制を存置 			<ul style="list-style-type: none"> ▶ 規制対象事業者として、一般ガス供給約款(経過措置料金)認可・運用

新規参入状況(2018.8月末)

- 関西(近畿)は、全国で最もスイッチング件数・スイッチング率が高く、活発な競争が進行
- 電気での自由化後同時期(2017.8月末)の関西におけるスイッチング率は8.0%程度と推定※

※スイッチング支援システムの利用状況(電力広域的運営推進機関)、電力取引報(経済産業省)をもとに当社算定



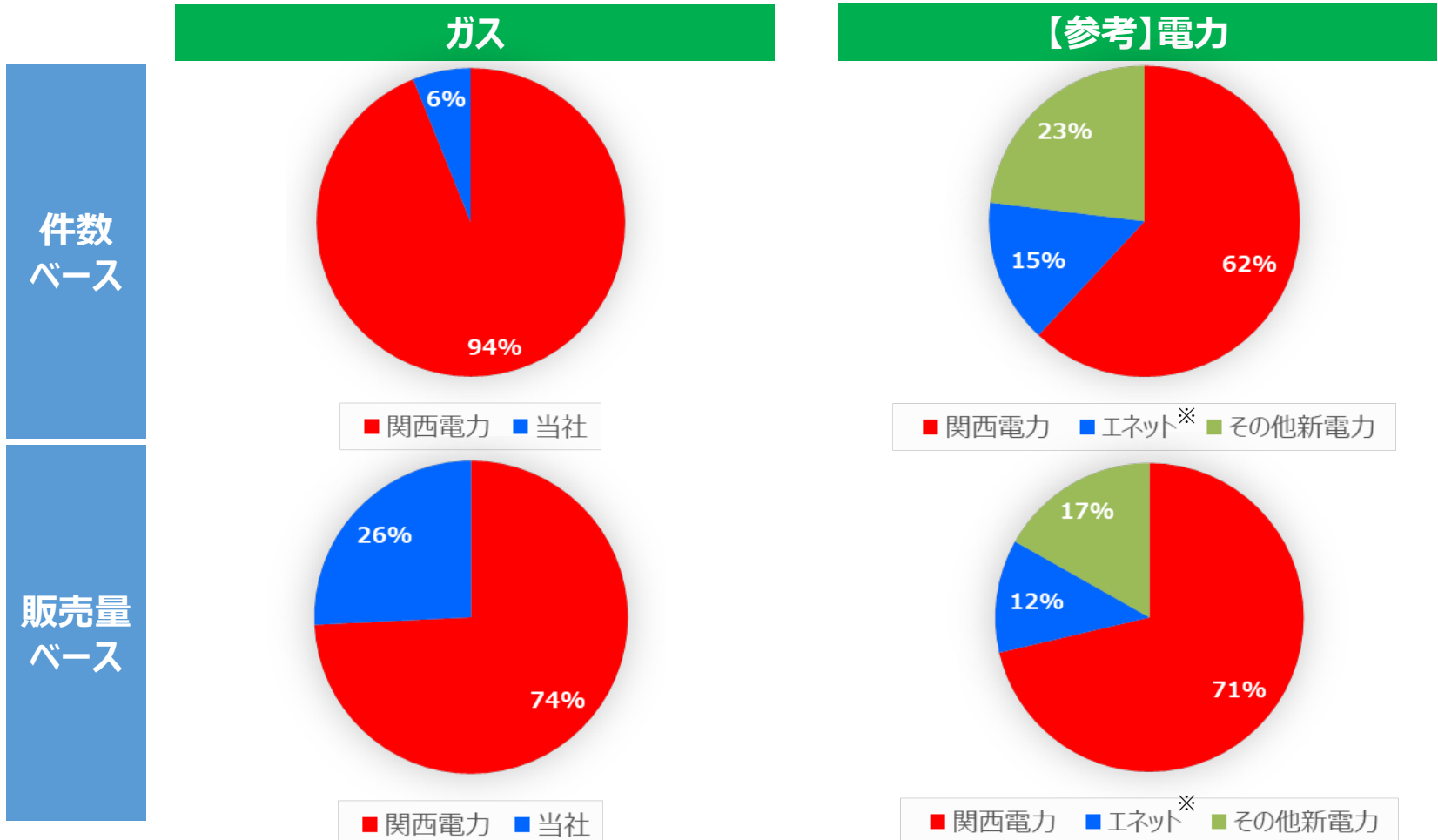
地域	申込件数 【単位：件】	スイッチング率 (※1) 【単位：%】
北海道	—	—
東北	—	—
関東	4 5 6, 3 7 7	3.5
中部・北陸	1 8 1, 3 5 7	7.5
近畿	6 0 1, 2 0 7	9.7
中国・四国	—	—
九州・沖縄	6 5, 1 0 1	4.5
全国	1, 3 0 4, 0 4 2	5.1 (※2)

(※1) 2017年3月の一般家庭等の契約件数(選択約款含む約2,538万件)を用いて試算。
 (※2) 選択約款の契約件数を母数から除いた場合、全国でのスイッチング率は、6.6%。

2017年度官公庁入札物件における獲得シェア

- 価格が大きな決定要因となる入札物件では、電力だけでなく、ガスでも件数・販売量ともに当社は低シェア
- 新規参入の旧一般電気事業者がガス市場においても存在感を強めている

※エネット：関西では、大阪ガスが代理店として営業



【2016年度当社の業務用ガス販売における公用・医療用比率】






件数ベース：約17%、販売量：約10%

※全数が官公庁物件に該当するものではない

【出典】関西での官公庁物件における当社・エネット入札物件を対象に当社作成

関西市場で新規参入が進む背景

- 旧一般電気事業者は、電力事業とガス事業を組み合わせることにより、製造および小売のステージで旧一般ガス事業者より優位なポジションに立ちうる

	旧一般ガス事業者	旧一般電気事業者									
調達	 <p>・LNG調達は、旧一ガス・旧一電が同等規模で行っている</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>大阪ガス</td> <td>関西電力さま</td> </tr> <tr> <td>2016年度</td> <td>892万t</td> <td>936万t</td> </tr> <tr> <td>2017年度</td> <td>952万t</td> <td>806万t</td> </tr> </table>		大阪ガス	関西電力さま	2016年度	892万t	936万t	2017年度	952万t	806万t	
	大阪ガス	関西電力さま									
2016年度	892万t	936万t									
2017年度	952万t	806万t									
製造	 <p>・電気事業の一部であるLNG基地の活用が可能 ・大規模な火力発電との組み合わせにより低コストで基地運用が可能</p>										
導管	 <p>託送供給</p>										
小売	<p>← 委託</p> <p>消費機器 保安業務</p> <p>・消費機器保安委託が措置済 当社は新規参入者からの部分受託も実施 ・電気+ガスのセット提案では、 低廉な電気料金のインパクトが大きい</p>	<p>ガス料金</p> <p>+</p> <p>電力市場支配力 (ベースロード電源の独占) を活かした 電気料金の競争力</p>									

旧一電の優位性

・追加設備投資が限定的で、隣接のガス市場に参入が容易

・需要家保安は既存事業者に委託可能
 ・電力とのセット販売で、価格優位性を実現しやすい

LNG基地からの複数の接続ポイントが整備済み

- 当社管内では、関西電力さまの2つのLNG基地が、それぞれ異なる払出エリアで導管接続されている
- この2基地は、熱量調整・付臭設備といった都市ガス製造のための設備を備え、既に都市ガス注入を行っている

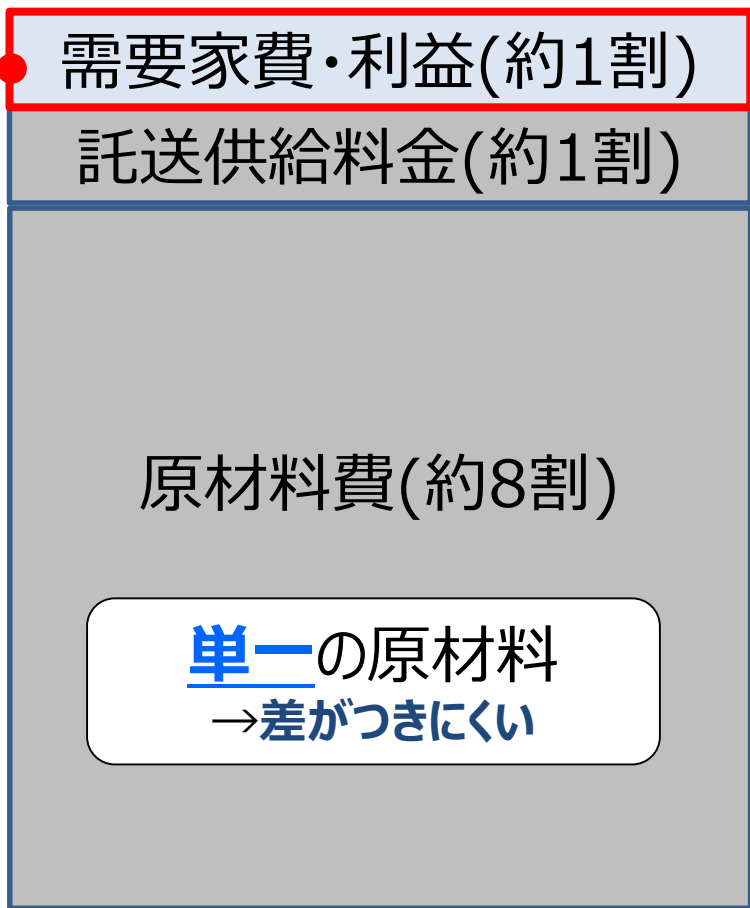


【ご参考】ガス料金のコスト構造（イメージ図）

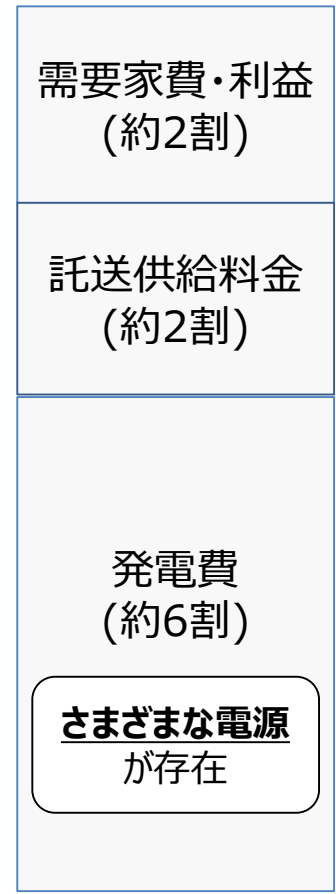
【ガス】 単一の原材料で、また、競合部分となる需要家費・利益の割合が小さく単純な構造
⇒事業者によって価格差はつきづらく、また、値下げ余地が小さい

【参考:電気】 さまざまな電源が存在し、また、需要家費・利益の割合も大きく、複雑な構造
⇒原子力・火力・水力等の電源構成により、価格差が大きい

小売事業者の
主な競合部分



ガス料金(大口)



【ご参考】
電気料金(特高・高圧)

多様化する新規参入者とお客さま選択肢の拡大

- 調達～小売までの垂直型の参入以外に、取次・卸といった参入スキームが存在
- 当社の取次事業者として2者が参入されているほか、当社からの卸も実施。事業者は「保安業務等の負担なく参入したい」「早期に参入したい」といったニーズにあわせて参入スキームを選択
- こうしたスキームによっても、お客さまの選択肢は拡大している

当社の取組み

取次

当社の取次事業者として2者が参入

- ・ 大阪いずみ市民生活協同組合さま
- ・ 株式会社ジェイコムウエストさま

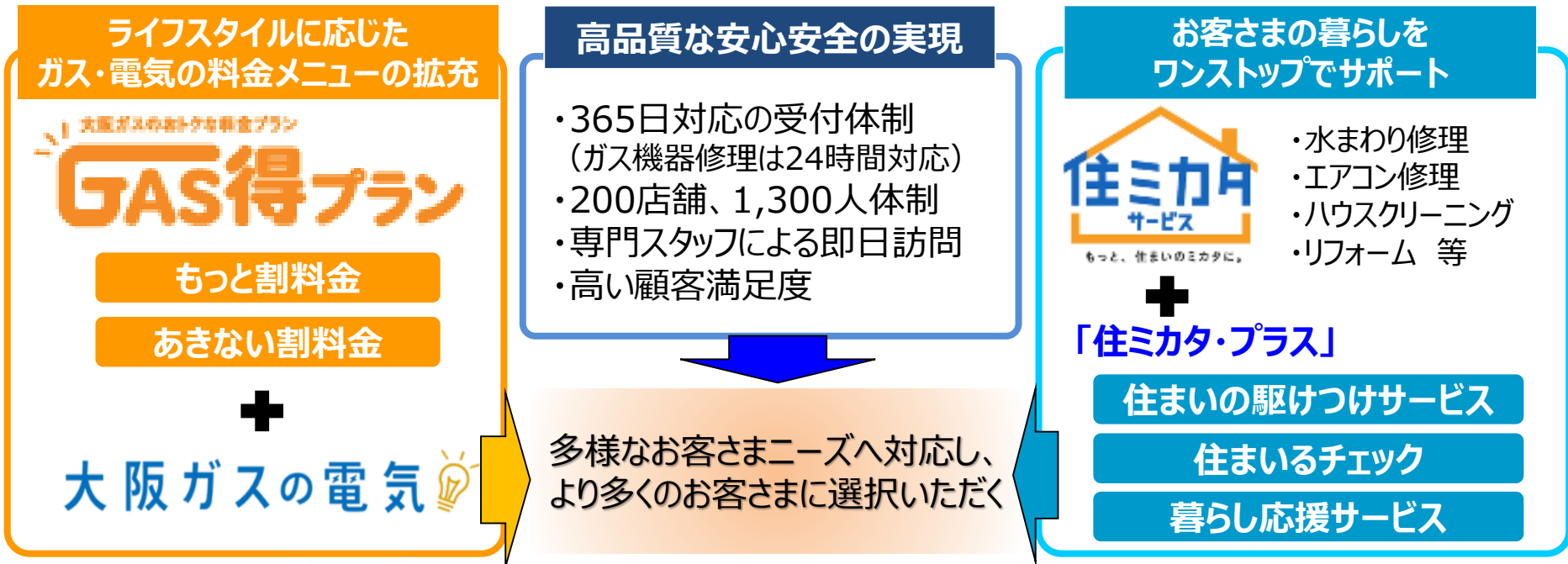
卸

旧一般ガス事業者向け以外に、複数の新規参入者さま向けに実施

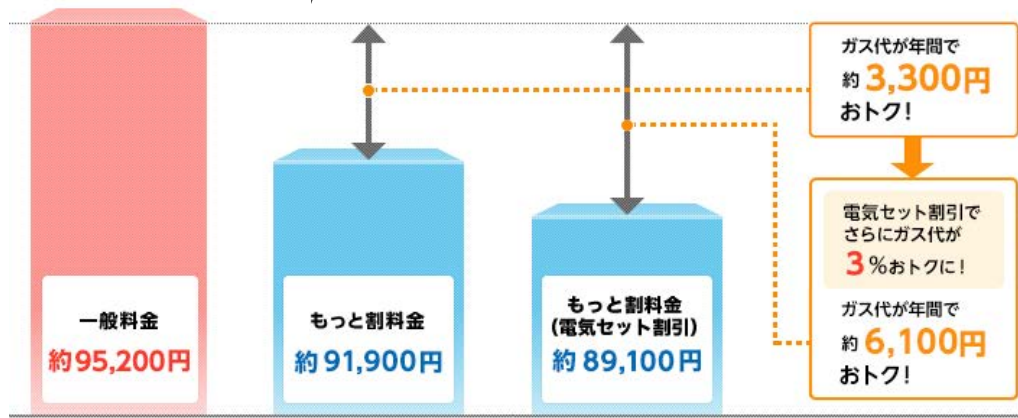


当社のお客さまに選ばれるための取組み

- 高品質な安心安全の実現に加え、全面自由化により、料金設定の自由度が高まったことを受け料金メニューを拡充し、また、多様なワンストップサポート等を提供
- 多様なニーズへ対応することで、より多くのお客さまに選択いただけるよう取り組んでいる



お客さまの料金低下イメージ



[試算条件]
 年間ガス使用量：600m³
 ※ガス料金は当社の2018年7月時点の単価。

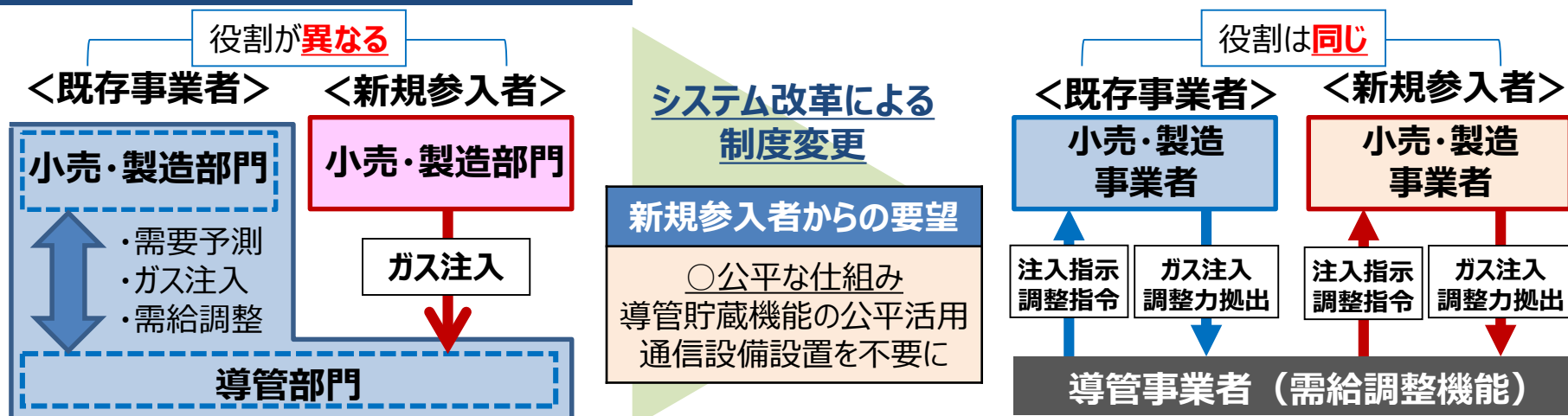
① 供給安定のための措置

- 新同時同量制度下では、供給安定のために、新規・既存事業者が共に等しい役割を担う
- この基本思想に立ち返り、設備形成の在り方や振替供給の特定負担化、基地があるエリアへの振替供給の要否について議論いただく必要があるのではないか

新同時同量制度の基本思想は、
供給安定のために、新規・既存事業者が共に等しい役割を担うこと

- ① 新規・既存事業者双方について、安定供給の観点から設備形成・供給力確保の在り方についての制度措置が必要ではないか
- ② 新規参入促進のため、当面は全利用者による一般負担とされている振替供給について、受益と負担の関係性から、一定の閾値を超えれば特定負担を求めるような議論も必要ではないか
- ③ 基地が振替エリアに建設済でありながらその能力が不足する場合、振替供給対象とするかは新制度の対等な役割・社会全体の効率の観点から改めてご議論いただく必要があるのではないか

【ご参考】同時同量制度の変遷



【ご参考】振替供給について

- 実流が届く範囲での製造設備設置が原則とされつつも、払出エリアごとに基地を持たない新規参入の優遇措置として振替供給が措置され、当面は一般負担とされている

2③ 振替供給について

<総論>

- 電気と異なり、ガスはその物理的特性から届く範囲には限界があるところ、ガス小売事業者がその事業を営むに当たっては、自らの需要を満たすための十分な製造設備を、その需要にガスを届けることができる適当な場所に設置することが原則である。
- 他方、このような製造設備の建設を新規参入者に対しても厳格に求めることとした場合、ガス小売事業者間の活発な競争を阻害するおそれがあることから、ガス導管事業者の供給区域内の異なるエリアに複数の製造設備を有するガス小売事業者X（現在の一般ガス事業者を想定）による振替供給という行為は小売全面自由化後も引き続き必要。
- また、ガス事業法上、ガス導管事業者には託送供給義務が課せられていることから、エリア①にのみ製造設備を有するガス小売事業者Yから、エリア②の需要家に対してガスを供給したい旨の依頼がガス導管事業者に対してあった場合には、当該ガス導管事業者は、ガス小売事業者Xに対して振替供給を行うべき旨の指示を行うこと（振替供給を踏まえた注入計画を割り当てること）により、託送供給を実現する必要がある。（注1）

（注1）ガス導管事業者が行う託送供給は、ガス小売事業者Xが有する製造設備の余力の範囲内で行われることから、この余力の範囲を超える託送供給の依頼がガス小売事業者Yからあった場合には、託送供給義務が履行できないことがあり得る。ただし、ガス小売事業者Xが行う振替供給は、ガス導管事業者が託送供給義務を履行するために不可欠なものであることから、ガス導管事業者からガス小売事業者Xに対して振替供給に係る依頼があった場合には、ガス小売事業者Xは、その事業遂行に支障を及ぼさない範囲内において、これに応じることを求めることとする。（ガイドライン等において担保）

<振替供給に係るコストの考え方について>

- ガス導管事業者が、上記の方法により託送供給を実現するに当たっては一定のコストが発生するところ（コストの考え方については次頁参照）、上記の振替供給はガス小売事業者Yのためになされるものであり、原因者を特定することが可能であることから、当該コストについては特定負担として整理し、ガス小売事業者Yに対してのみ負担を求めるという考え方もあり得る。
- 他方、小売全面自由化後はガス小売事業者間の活発な競争が一層求められるところ、仮に上記のような整理とした場合、新規参入者の競争条件を著しく悪化させることとなる。
- このため、小売全面自由化後、当分の間、振替供給に係るコストについては一般負担として整理することとし、当該コスト負担の考え方については、今後、新規参入者の製造設備の形成状況や、一般負担として整理したことが、ガス小売事業者間の競争関係を過度に歪めていないかといった視点などを踏まえて、改めて検討することとしてはどうか。（注2）

（注2）改正ガス事業法においては、小売全面自由化後には様々な検証を実施していく旨が規定されていることから、上記の論点についても併せて検証することを想定。

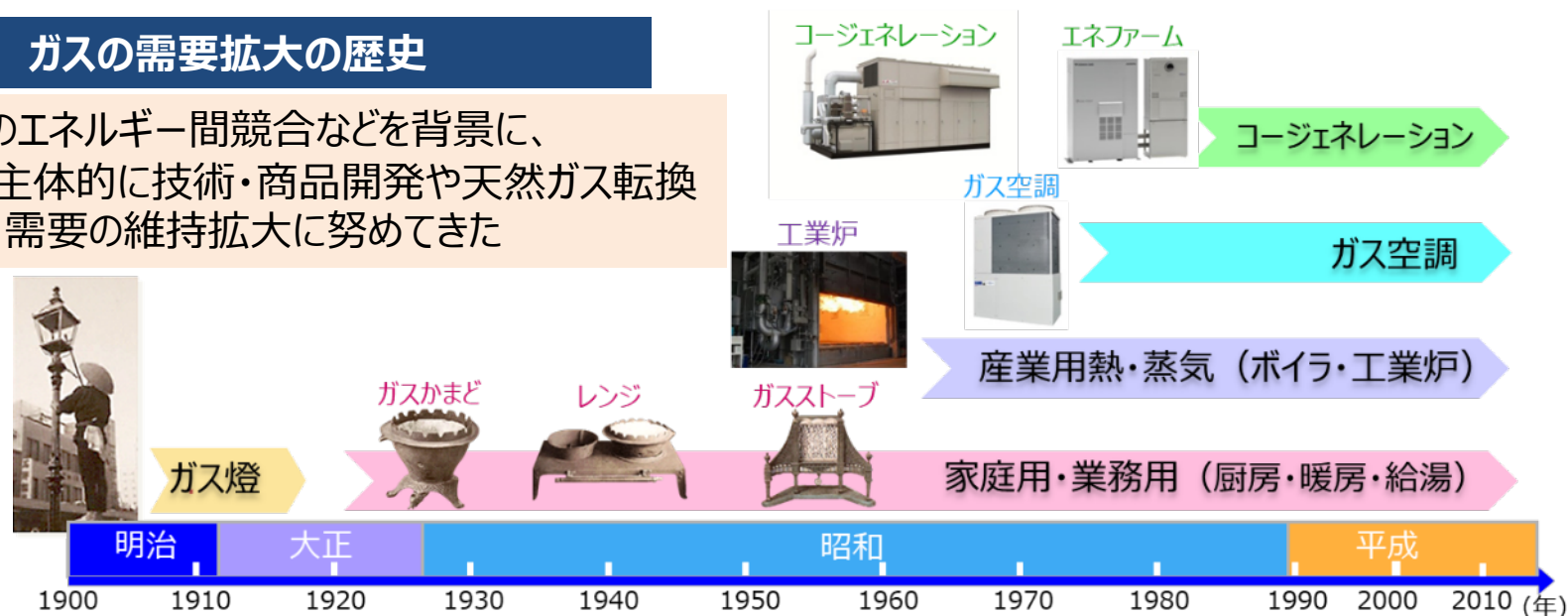
3. 全面自由化後の課題と方向性

②天然ガス利用の拡大のための制度の在り方

- ガスでは、エネルギー間競争を背景とした、事業者による需要拡大の歴史がある
- 全面自由化後、需要拡大は停滞。導管部門での需要拡大の仕組みを検討いただきたい

ガスの需要拡大の歴史

他燃料とのエネルギー間競争などを背景に、事業者が主体的に技術・商品開発や天然ガス転換を推進し、需要の維持拡大に努めてきた



全面自由化後の課題と方向性

実態と課題

- ✓ 全面自由化後、新規参入者との競争は進んでいるが、スイッチングがほとんどで、新たな用途開発はあまり進んでいない
- ✓ 中長期的には需要縮小により、託送供給料金の上昇要因になりうる懸念

導管部門による「天然ガスの用途開発」を進めるためのコストを、託送原価で適正に回収し、需要拡大を通してすべての小売事業者・お客さまへ還元していく仕組みを検討いただきたい

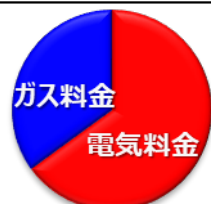
③電力・ガス統合的市場における適正取引のルール作り

- 電力・ガスの垣根を超えた統合的市場ができつつある中、既存のルールは電力・ガスそれぞれの規定となっており、対応しきれない領域が存在
- 統合的市場における適正取引のルール作りを進めていただきたい

実態

- ✓ 地域によっては電力・ガスの垣根が無くなり、エネルギーの統合的市場ができつつある。
- ✓ こうした市場では、電力・ガスのセット販売も一般的に行われている。

【ご参考】セット販売のポイント



支払額の絶対値（イメージ）

一般的に
電気料金のほうが
支払額が多い

旧一電小売

電力市場支配力（ベースロード電源の独占）により、
電気料金の値下げ可能幅が大きい
→ セットでの割引額が大きく、他の事業者は追従困難

制度的課題

- ✓ 電力・ガスの適正取引指針は、ともに電力・ガスを“別個の市場”と捉えており、統合的市場におけるセット販売の割引に対応しきれない領域が存在。

【ご参考】適正取引指針におけるセット販売に関する規定（P.14ご参照）

一定の事業者がセット販売をする場合、価格設定によっては独禁法違反のおそれがある
しているが、違法性判断は各商品単独の費用を単独の価格と比較することとまる。

統合的市場における適正取引を担保するためのルール作りを進めていただきたい。

※セット販売すべての否定ではなく、その内容・水準、行為者・競争者の市場における地位等を踏まえて検討されるべき。

【ご参考】競争的な電力・ガス市場研究会「中間論点整理」

旧一般電気事業者によるセット販売時の大幅な割引について、「米国や EU 競争法において採用されている割引総額帰属テスト等により原価を下回ると判断される場合には、競争法違反の疑いが生じることとされていることが参考となる。」と記載。 13

【ご参考】セット販売に係る適正取引指針における規定

適正な電力取引についての指針(P5)

(i) セット割引による不当な安値設定

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己の電気と併せて他の商品又は役務の供給を受けると電気の料金又は当該他の商品若しくは役務と合算した料金が割安になる方法で販売する場合において、供給に要する費用を著しく下回る料金で電気を小売供給することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、不当廉売等）。

（注）電気と併せて他の商品又は役務を販売する場合、一般的には、電気と他の商品又は役務それぞれについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で供給しているかどうかにより判断することとなる。

適正なガス取引についての指針(P7)

(i) セット割引による不当な安値設定

ガス小売事業者が、自己のガスと併せて他の商品又は役務の供給を受けるとガスの料金又は当該他の商品若しくは役務と合算した料金が割安になる方法で販売する場合において、供給に要する費用を著しく下回る料金でガスを小売供給することにより、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、不当廉売等）。

（注）ガスと併せて他の商品又は役務を販売する場合、一般的には、ガスと他の商品又は役務それぞれについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で供給しているかどうかにより判断することとなる。

本WGで取り扱われる規制改革実施計画の論点について

- システム改革時の制度議論の内容や、ガス市場の環境・実態、お客さまにとってのメリット・デメリット等を踏まえたうえで、ガス市場の発展・活性化につながるご議論をお願いしたい

論点

システム改革議論を踏まえた現行制度と当社見解

凡例

現行制度

当社見解

ガス卸供給の
促進

- ・適正取引指針において**相対卸**に関して望ましい行為・問題となる行為が整理
- ・卸取引所については、「**導管ネットワークが未整備**」「**卸供給可能事業者が限定的**」であるため、**成立し得るかどうか引き続き検討**すべきと整理

※取引所にかわり**基地開放**が優先的に**制度化**

- ▶ **取次、卸等による新規参入は順調に増加**。それに伴い、お客さま**選択肢も拡大**。参入を希望する事業者のニーズに合わせた形態が**選択**されている
- ・ガスは電気と比較し、**料金構造が単純**で既に**価格指標性**が存在している

一括受ガスによる
小売間競争の促進

- ・電気事業との相違も踏まえ、以下の理由より**許容しない**こととされた
 - ① **需要家の安全**を制度的措置をもって**担保**することができない
 - ② 一括受ガス事業者に**受ガス実態**があるとは言い難い
 - ③ 小売全面自由化を行う一方、**需要家のガス供給者選択**にあたり、**一定の制約**を受けることが想定

▶ ①-③の理由に加え、**託送供給料金負担の公平性**の観点からも**問題**

熱量バンド制
への移行

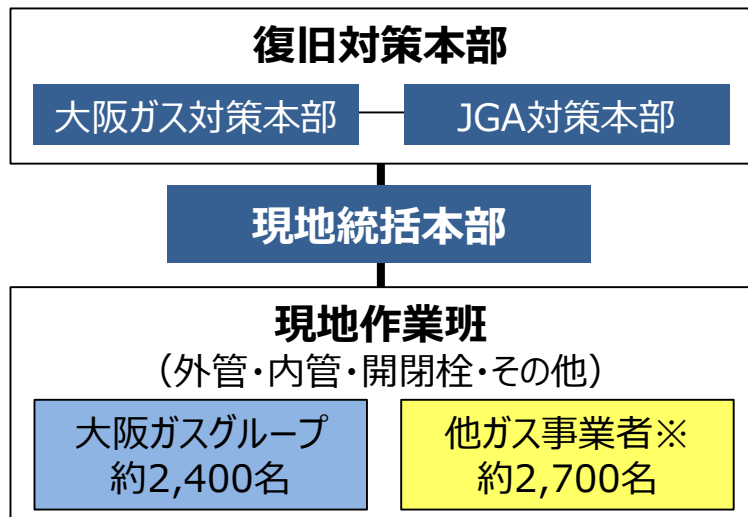
- ・機器の**安全性・熱量調整の必要性**等影響を考慮し、**“熱調不要化”**は**中長期的課題**
 - ・導管を相互接続している**事業者間での熱量**を可能な限り**一致**させる必要がある
- ※なお、**二重導管規制の緩和**が同時に制度化されている

▶ **導入国の導入背景、検討・準備期間、需要家保護制度、バンド幅・運用実態**等を把握し、日本での**ガス事業制度・市場環境との違い**も踏まえた議論が必要

【ご参考】大阪北部地震における新規参入者との連携

- 6月18日に発生した大阪北部地震では、111,951戸のお客さまへの供給を停止
- 小売全面自由化後初の大規模地震であったが、他事業者からの応援や、新規参入者との「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」に基づく連携により、震災発生の日での復旧を実現

復旧体制

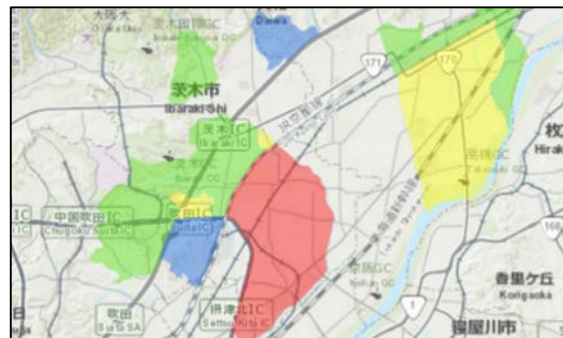


※他ガス事業者（下線部は新規参入者）

東京ガス・京葉ガス・北陸ガス・静岡ガス・東邦ガス・中部ガス・日本海ガス・名張近鉄ガス・河内長野ガス・大和ガス・大津市企業局・西部ガス・広島ガス・山口合同ガス・四国ガス・岡山ガス・関西電力・東京電力エナジーパートナー・日本瓦斯・中部電力・九州電力

お客さまへの情報発信例

- ・復旧見える化システム（当社ホームページ）



- ・TVCMによるマイコンメーター復帰方法周知

- ・行政HPでの情報発信(中部近畿監督部・茨木市)



- ・関西電力さまホームページ等で情報発信

以上